

# 特3類承認病院の看護に関する緊急調査

1994年4月 社団法人 日本看護協会

※この調査は、一般病棟のすべてが特3類の承認を受けている病院を対象としています。  
一般病棟で特2類との併設をしている場合は、対象外とさせていただきます。

※該当する項目に○を、内には、文字または数字をご記入ください。

1-4

※調査票は、1994年4月1日現在のご記入ください。

問1 病院の所在地

都・道・府・県

5-6

7-8

問2 病院設置主体

- |                 |                |                     |              |
|-----------------|----------------|---------------------|--------------|
| 1 国立病院          | 2 国立療養所        | 3 国(文部省)            | 4 国(労働福祉事業団) |
| 5 国(その他)        | 6 都道府県         | 7 市町村               | 8 日赤         |
| 9 済生会           | 10 北海道社会事業協会   | 11 厚生連              |              |
| 12 国民健康保険団体連合会  | 13 全国社会保険協会連合会 |                     |              |
| 14 厚生団          | 15 船員保険会       | 16 国民健康保険組合およびその連合会 |              |
| 17 共済組合およびその連合会 | 18 国民健康保険組合    | 19 公益法人             | 20 医療法人      |
| 21 学校法人         | 22 会社          | 23 その他の法人           | 24 個人        |

問3 一般病棟全体が特3類の承認を受けた時期

19

年

月 <sup>9-12</sup>

問4 病床・病棟数および平均在院患者数

(1)特3類病床総数

床

13-16

(2)特3類病棟病棟数

病棟

17-18

(3)特3類病棟の1日平均在院患者数(本年3月の実績)

人 <sup>19-23</sup>

問5 特3類病棟看護要員の配置についてお尋ねします。

\*「看護婦(士)」には、保健婦(士)・助産婦を含むものとします。

\*病棟婦長を含めた人数を記載してください。

\*常勤以外の者、および病棟以外との兼務者にあつては、病棟勤務の時間を比例計算し、記載してください。

例：正規職員の標準勤務時間が1日8時間の場合、パートタイマーとして1日5時間を勤務する者は、5(時間)÷8(時間)≒0.6(人)とみなす。

看護婦(士) <sup>24-30</sup>		准看護婦(士) <sup>31-37</sup>		看護補助者 <sup>38-43</sup>	
病棟勤務	病棟以外との兼務	病棟勤務	病棟以外との兼務	病棟勤務	病棟以外との兼務
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

問6 病棟クレーク・搬送担当者の配置と所属

44-45 46-47

- (a)病棟クレーク 1 いない 2 いる⇒所属：1 看護部 2 事務部門 3 外注  
 (b)搬送担当者\* 1 いない 2 いる⇒所属：1 看護部 2 院内他部門 3 外注

\*主として院内での物品等の搬送を担当する者。名称は、「メッセンジャー」等。

問7 現在特3類病棟では看護補助者が患者への直接ケア業務を行なっていますか。 48

- 1 看護婦の判断で患者の状態によっては単独で直接ケアする
- 2 看護婦の判断で看護婦とともに直接ケアを実施する
- 3 直接ケアのうち、準備・後始末のみ行なう
- 4 直接ケアにはまったく関与しない
- 5 特3類病棟に看護補助者は配置していない

問8 本年10月に予定される看護関係診療報酬改定により、従来の看護料金制の大幅な改編が予想されます。当面従来の基準看護による類が残される一方、以下のような新たな料金体系が導入される見通しです。

有資格者と補助者の料金は別建てとし、有資格者料金と補助者料金の組合せで支払われる。10月改定では、患者2人に対して有資格者・補助者をあわせて1人の配置が上限になる。なお、有資格者の内訳(看：准看)については未確定。

貴病院が現在の特3類から上記の新料金体系が変わると仮定して、患者2人に対して有資格者・補助者あわせて1人が上限となるという条件の下で、有資格者・補助者の配置についてはどのように考えますか。お考えに近いものひとつに○をつけてください。

- 1 2対1が上限であるなら、すべてを看護婦(士)としたい 49
  - 2 2対1が上限であるなら、すべてを有資格者(准看護婦(士)を含む)としたい
  - 3 2対1の要員のなかにある程度看護補助者を含めて配置したい
- ↓
- SQ1 その場合の看護補助者の割合は  %程度 50-51
- SQ2 その場合の看護補助者の配置は(該当するものすべてに○) 52-54
- 1 2対1の枠外で看護部内に配置
  - 2 院内他部門に業務委譲
  - 3 業務委託・外注
- SQ3 「すべてを看護婦(士)(または准看護婦(士))としたい」理由をお聞かせください。 55

問9 問8で示した新料金体系について、「2対1」以上に看護要員を配置するランクが必要と考えますか。 56

- 1 必要 →患者  :看護要員1 内訳 看  :准看  :補助者  57-58 59 60 61
- 2 必要ない

※ご協力ありがとうございました。

※この調査票は、同封の返信用封筒にいれ、切手をはらずに投函してください。